

# 離婚の時に決める事

親権者

養育費

財産分与

財産分与は、お2人が結婚生活で築いてきた財産を、清算する手続きです。

## 例

マイホームがある場合

「売却する」or「夫が住む」or「妻が住む」



どの手続きを取るにしても、計画的に進める必要があります。特に、「売却する」場合、順番を間違えてしまうと、せっかくの資産を活かすことができないかもしれません。「売却する」場合は、「信頼できる不動産会社」と一緒に、離婚と同時に売却手続きも進めていきます。

## お手伝いした事例の一部をご紹介します

### お手伝い例①



- ・ 子供2人(ともに成人)
- ・ 夫名義の不動産
- ・ 住宅ローンあり

#### 【手続きの流れ】

- ①お2人で、離婚する時の条件を話し合う
  - ・ 財産分与／不動産を売却し、住宅ローンを払う
  - ・ 年金を2分の1ずつ分割
- ②離婚給付契約書を作成
- ③離婚届け提出
- ④年金分割の手続き
- ⑤不動産売却

### お手伝い例②



- ・ 子供1人(未成年)
- ・ 夫婦共有名義の不動産
- ・ 住宅ローンあり

#### 【手続きの流れ】

- ①お2人で、離婚する時の条件を話し合う
  - ・ 養育費／月4万円
  - ・ 財産分与／不動産の名義を奥様に
- ②公正証書を作成
- ③離婚届け提出
- ④不動産名義変更および住宅ローン債務者変更

※不動産の売却金額がオーバーローン(売却金額<住宅ローン)なのか、アンダーローン(売却金額>住宅ローン)なのかで、進め方が変わってきます。まずは、ご相談下さい。

お二人の離婚をサポートします。

あすみあ司法書士事務所

☎082-569-5323

FAX番号: (082) 553-0856 E-mail: toiwase@sihou.biz

代表司法書士: 飯島きよか 広島司法書士会所属 登録番号 第723号 簡裁認定番号 124033  
〒732-0052 広島市東区光町2丁目6番41号セネビル4F

<http://rikon-woman.com/>

あすみあ 離婚

検索



あすみあグループ